

2016年6月9日

# 欧州委員会報告書「シェアリングエコノミー に関する欧州のアジェンダ」の日本語仮訳

一般社団法人シェアリングエコノミー協会  
代表理事 上田祐司  
代表理事 重松大輔

一般社団法人シェアリングエコノミー協会は、欧州委員会が2016年6月2日に公表したシェアリングエコノミー普及に向けた文書「シェアリングエコノミーに関する欧州のアジェンダ」を以下の通り、日本語仮訳いたしました。なお本仮訳は、当協会が日本におけるシェアリングエコノミーに関するルール作りの参考となるよう自主的に作成したものであり、欧州委員会による公式の日本語版ではありません。また、報告書の詳細についてのお問い合わせは、当協会ではお受けいたしかねますので、欧州委員会に直接お問い合わせください。

## 記

[日本語仮訳]

欧州委員会

2016年6月2日 ブリュッセル

COM(2016)356 最終版

欧州議会、欧州理事会、欧州経済社会評議会及び欧州地域委員会宛

欧州委員会報告書

## シェアリングエコノミーに関する欧州のアジェンダ

{SWD(2016)184 最終版}

### 1. はじめに

「collaborative economy（シェアリングエコノミー（共有型経済）」は、消費者及び起業家に対して新たな機会を創出するものである。当委員会は、したがって、責任をもってこれを奨励・発展させれば、欧州連合における雇用及び成長に重要な貢献を果たすだろうと考えている。イノベーションにより促進された新たなビジネスモデルは、競争力及び成長に資する大きな可能性を秘めている。シェアリングプラットフォームの成功は、ときとして既存の市場オペレーター及び市場実務にとって厳しいものとなるが、個人によるサービスの提供を可能にすることで、新たな雇用機会、柔軟な勤務形態及び新たな収入源を促進することにもなる。消費者にとって、シェアリングエコノミーは、新たなサービス、供給の拡充、そして低価格化を通じて利益をもたらし得るものである。また、より多くの資産共有及びより効率的な資源の利用を促進し得るものでもあり、これはEUの持続可能性に関するアジェンダ及び循環経済への移行に資するものとなり得る。

一方で、シェアリングエコノミーは、消費者とサービス提供者、従業員と自営業者、又は専門的なサービス提供と非専門的なサービス提供の間の線引きを曖昧化し、しばしば既存の法的枠組みの適用に関する問題を提起する。これは、とりわけ国又は地方レベルでの異なる規制上のアプローチに起因する規制の断片化と相まった場合に、適用されるルールが不確かになるという結果をもたらし得る。このことが欧州におけるシェアリングエコノミーの発展を阻み、またそれによる利益の完全な実現を妨げることとなる。同時に、公共の利益を守る目的で設定されたルールを回避するために、規制上のグレーゾーンが利用されてしまうというリスクが存在する。

シェアリングエコノミーは、小さいながらも急速に成長しており、いくつかの産業部門で重要な市場シェアを獲得している。2015年のEUにおけるシェアリングプラットフォーム及びサービス提供者からの総収益は、280億ユーロと見込まれている。EUの主要5産業部門における収益は前年比でおよそ2倍となり、引き続き堅調に拡大する見込みである<sup>1</sup>。2013年以降は堅調な成長が続いており、2015年には、大型プラットフォームが欧州における事業運営の拡大に対して巨額の投資を行ったために成長が加速した。将来的には、シェアリングエコノミーにより1,600億から5,720億ユーロがEU経済にもたらされると一部の専門家は予測している。したがって、新たなビジネスがこれらの急速な成長を遂げる市場を支配する可能性は高い<sup>2</sup>。消費者の興味は極めて高

<sup>1</sup> 宿泊（短期賃貸）、旅客輸送、家事サービス、専門的及び技術的サービス並びにコラボレーティブ資金調達(collaborative finance)というシェアリングエコノミーの5つの主要部門で事業を運営するシェアリングプラットフォームは、2015年にEUにおいて36億ユーロの収益を創出したと見込まれている。すべての数字は、欧州委員会より委託された調査の一環としてPwCコンサルティングが作成した見積りに基づいている。

<sup>2</sup> EPRS：シェアリングエコノミーにおけるヨーロッパ以外のコスト（The cost of non-Europe in the

く、それは国民の意見聴取やユーロバロメーター調査から確認されている<sup>3</sup>。

本報告書は、これらの利益を享受し、また、シェアリングエコノミーへの参加者の権利及び義務に関する不確実性に対する懸念に対処する手助けとなることを目的としている。本報告書は、単一市場政策<sup>4</sup>において公表されているとおり、公共機関、市場オペレーター及び関心を持つ市民に対し、シェアリングエコノミーのバランスが取れた持続可能な発展に関する法的指針及び政策志向<sup>5</sup>を提供している。この既存の EU 法のシェアリングエコノミーへの適用法についての拘束力をもたない指針は、市場オペレーター及び公共機関が同様に直面している主要な問題をカバーしている<sup>6</sup>。これは、当委員会が将来においてかかる分野で取ることができるイニシアチブ及び EU 法の解釈に関する裁判所の権限に影響を及ぼすものではない。

#### シェアリングエコノミーとは何か？

本報告書において、「シェアリングエコノミー」<sup>7</sup>とは、物品又はサービス（多くの場合、私人が提供する。）の一時的な利用に開かれた市場を形成するシェアリングプラットフォームによって事業活動が促進されるビジネスモデルをいう。シェアリングエコノミーの参加者は次の3つのカテゴリーに分けられる。(i) 資産、資源、時間及び/又はスキルを共有するサービス提供者—これらは時折サービスを提供する私人（「ピア」）又は専門的に活動を行うサービス提供者（「専門サービス業者」）と呼ばれる。(ii) これらの利用者。(iii) サービス提供者とユーザーをオンラインプラットフォーム（「シェアリングプラットフォーム」）を通じて一つなぎ、これらの間の取引を促進する *intermediaries*（翻訳者注：日本法における「仲介」の概念と一致し

Sharing Economy)。2016年1月。

<sup>3</sup> ユーロバロメーター世論調査により、EU市民の52%がシェアリングエコノミーにより提供されるサービスを認識しており、また17%がこれらのサービスを1回以上利用したことがあるということが判明した。2015年9月から2016年1月までに行われたユーロバロメーター調査及び意見聴取の結果は、添付の職員作成文書（Staff Working Document）で確認することができる。

<sup>4</sup> COM(2015)550。（翻訳者注：英文では脚注5。）

<sup>5</sup> クラウドファンディング活動（欧州委員会報告書 COM/2014/0172 で扱われている。）及び学習プラットフォームにより提供されるサービスに関する問題は、本報告書の対象となっていない。（翻訳者注：英文では脚注4。）

<sup>6</sup> 本報告書に定める指針は、経済活動に重点を置いている。シェアリングエコノミーサービスは、無償で、費用を分担して、又は有償で提供可能である。多数の加盟国にとって、取引の一環としてサービスを提供する純粋な費用分担活動又は取引は、報酬を伴わないものである。EU法の下では、報酬支払対象活動のみが経済活動を構成する。Case C-281/06 Jundt [2007] ECR I-I-12231 §32, 33 参照。重要なことに、サービス提供者と利用者との間の取引が経済活動を構成しないものであっても、それぞれのシェアリングエコノミープラットフォームとの関係性について、これが当てはまることがある。各関係性（プラットフォームと利用者、プラットフォームとサービス提供者、サービス提供者と利用者）は、別々に評価されなければならない。

<sup>7</sup> 「collaborative economy」は、しばしば「sharing economy」と同じ意味で用いられる。sharing economy は急速に発展している現象であり、その定義もかかる発展に伴って変更される。（翻訳者注：なお、本和訳では、現状、我が国においてより一般的な用語である「シェアリングエコノミー」を collaborative economy の訳語として採用している。）

ないため、疑義を避けるため、「仲介」という訳語を用いない。)。一般に、シェアリングエコノミーの取引は、所有権の変動を伴うものではなく、営利又は非営利目的で行うことができる<sup>8</sup>。

## 2. 主要な問題

### 2.1. 市場アクセス要件

新たな市場を創出し、既存の市場を拡大するのみならず、シェアリングエコノミービジネスは、現在まで従来型のサービス提供者が携わってきた市場に参入する。当局及び市場オペレーターにとって等しく重要な問題は、既存のEU法の下で、シェアリングプラットフォーム及びサービス提供者に市場アクセス要件が課されるかどうか、またそうである場合にはどの程度かということである。市場アクセス要件には、事業認可、ライセンス許諾要件、又は最低品質基準要件（例：部屋の大きさ若しくは車種、保険又は保証金支払義務等）が含まれる。EU法の下では、当該ビジネスモデルの特徴及びそれにかかる革新的なサービスの仕様を考慮しつつ、あるビジネスモデルに対して他のビジネスモデルに有利に働くことがないようにして、これらの要件が正当化しうるものであり、かつ規制の目的に相当なものにする必要がある。

#### 専門的サービスの提供

国の規制機関によるアプローチは、様々な部門において異なっており、一部は他よりも制限的なものとなっている。規制機関による介入は通常、サービスの種別に応じて、様々な公共の利益に関する目的、すなわち旅行者の保護、治安の確保、脱税の阻止、公平な競争条件の維持、公衆衛生及び食品安全性の保全、手ごろな価格の住宅を手に入れることができない市民への救済措置等を参照することにより動機付けされている。一部の加盟国においては、既存の部門特有の規制に加え、シェアリングエコノミーの事業者による市場参入を契機として規制機関によるある特定の対象を定めたような規制介入も見られるようになってきている。

EU法、とりわけEU機能条約及びサービス指令<sup>9</sup>の基本的自由の下では、サービス提供者は、これらが非差別的であり、明白に特定される公共の利益に関する目的<sup>10</sup>を達成するために必要であり、またかかる利益を達成するために相当なものである（すなわち、厳格に必要とされるもの以上の要件を課すものではない。）場合を除き、事業認可スキーム及びライセンス許諾要件のような市場アクセス要件その他の要件を課されない<sup>11</sup>。これは、職業の規制<sup>12</sup>にも当てはまる。

<sup>8</sup> シェアリングエコノミーサービスには、知的財産権の移転が含まれる場合がある。

<sup>9</sup> Directive 2006/123/EC（「サービス指令」）第9条及び第16条並びに欧州連合の機能に関する条約（TFEU条約）第49条及び第56条参照。

<sup>10</sup> サービス指令に基づく公共の利益に関する優先的事由については、同指令第4条(8)参照。

<sup>11</sup> 「事業認可(authorisation)」の概念については、サービス指令前文39及び第4条(6)参照。

<sup>12</sup> Directive 2005/36/EC（職業資格指令）第59条参照。規制対象職業に対する国内規制の相当性及び必要性については、今後当委員会より発出する2通の報告書（規制対象職業に対する改革の必要性に関する指針

サービス指令は、国家当局に対し、市場アクセス要件が引き続き正当な目的によって正当化されることを確保するために、既存の国内法令の見直しを行うよう要求している。これらはまた、必要かつ相当なものでなければならない。当委員会が2016年の年次成長報告<sup>13</sup>において強調したとおり、サービス市場に対する規制をより柔軟なものにすることが、生産性の上昇につながり、また新たなプレイヤーの市場参入を容易なものとし、サービスを低価格化し、消費者の選択の幅を広げることができる。

シェアリングエコノミーの出現及び新規ビジネスモデルの市場参入が、加盟国の政策立案者及び法令制定者に対し、既存の法令が追求する目的が、シェアリングエコノミー及び従来の事業サービス提供者の双方に対して引き続き有効であるかどうかを検討する機会を与えているといえる。

シェアリングエコノミーに対して適用される法令の正当性及び相当性を再評価するに当たり、一般に国家当局は、シェアリングエコノミービジネスモデルと、公共政策課題(例えばアクセス、品質又は安全性に関する懸念)に対処するために用いられる方法論の特徴を考慮する必要がある。例えば、評価・評判システムその他の市場参加者による有害な行為を防止するためのメカニズムは、情報の非対称性に起因する消費者のリスクを軽減するだろう。これは、より高品質なサービスにつながり、また当該レビュー及び評価の品質が十分信頼できるものである限り、一定の規制の必要性を低減させる可能性がある。

ある活動の全面禁止及び量的規制は、通常は最終手段である。これらは、正当な公共の利益に係る目的を達成するために、より制限的でない方法を用いることができない場合にのみ適用されるべきである。例えば、アパートの短期賃貸の全面禁止は、物件の短期賃貸の年間上限日数を規定することができる場合等には、一般には正当化することが難しいと思われる。住宅の短期賃貸により、市民がその物件を長期賃貸市場から撤退させることなく、他の人と時折りシェアすることが可能になる。

また、サービス提供者が、国内法令に基づき認可を取得することを合法的に要求される場合、加盟国は、認可取得に係る条件が、とりわけ明確で、目的に対して相当であり、かつ客観的なものであること、そして、当該認可が原則として無期限で付与されることを確保することとなっている<sup>14</sup>。さらに、該当する行政手続もまた明確、透明であり、過度に複雑なものであってはならず、サービス提供者のコストは、妥当かつ当該手続に係る費用に対して相当なものでなければならないほか、当該手続は、可及的速やかに行い、かつ、返答がない場合には、認可したとみなされる仕組みである必要がある<sup>15</sup>。電子政府のベストプラクティス及びその諸原則に従えば、サー

---

及び規制対象職業に対する相当性テスト)において詳述する。

<sup>13</sup> 2015年11月26日COM(2015)690最終版、2016年年次成長調査報告書：回復強化と収束促進。

<sup>14</sup> サービス指令第10条及び第11条参照。

<sup>15</sup> サービス指令第13条参照。



ビス提供者の法令遵守に係る費用及び負担を大幅に低減することができるはずである<sup>16</sup>。

#### ピアツーピアのサービス提供

シェアリングエコノミーにおいて、市場アクセス要件が必要であり、正当化され、また規制目的に対して相当であるかどうかの評価にとって重要な要素は、当該サービスが私人により時折り提供されるものか、あるいは専門的提供者によって提供されるものであるかどうかという点である。実際に、シェアリングエコノミーの特徴として、サービス提供者がしばしばその資産又はサービスを時折りかつピアツーピアで提供する私人であるという点が挙げられる。同時に、小規模起業家及び中小企業は、シェアリングプラットフォームの利用がますます増加している点も挙げられる。

EU 法令は、ピアがどの時点でシェアリングエコノミーにおける専門的サービス提供者となるかを明示的に規定していない<sup>17</sup>。加盟国は、異なる基準を用いて専門的サービスとピアツーピア・サービスを区別している。一部の加盟国では、ピアツーピア・サービスをサービス提供者の費用相当のみを受領することが企図されているものと定義するのに対して、専門的サービスを、報酬を受領することを対価として提供されるサービスと定義している。その他の加盟国は、基準値を用いた区別方法を導入しているところもある。これらの基準は、創出される収入の水準又は当該サービスの提供頻度を勘案した上で、しばしば部門毎に特有なものに基づき策定されている。これらの基準を下回った場合、サービス提供者は通常より制限的ではない要件の対象となる。合理的な方法で設定された基準は、有用な規制の代替方法となり得るものであり、非専門的サービス提供者の利益のために明確な規制の枠組みを策定する助けとなることができる。

例えば、輸送部門においては、一部の加盟国が小規模旅客輸送サービスの年間売上高が一定の基準を下回るものに対し、ライセンス許諾要件を免除しようとしている。短期宿泊施設部門においては、一部の都市が、事前の承認又は登録要件不要の短期賃貸及びホームシェアリング・サービスを許可している。サービスが、たとえば年間 90 日未満等一定の基準を上限として提供される場合がこれに該当する。また、他の都市においては、市民の主たる住居のみが時折り賃貸可能であるという仕組みを前提として、対象物件が主たる住居か又は主たる住居以外かどうかにより異なるルールが適用されている。

#### シェアリングプラットフォーム

シェアリングプラットフォームに市場アクセス要件が課されるか否か—及びどの程度の要件

<sup>16</sup> 2016 年 4 月 19 日 COM(2016)179 最終版、2016 年-2020 年 EU 電子政府アクションプラン報告書—政府デジタルトランスフォーメーションの加速。

<sup>17</sup> 例えばサービス指令は、サービス提供者を、通常有償で自営型経済活動を提供する自然人又は法人と定義している（第 4 条(2)参照）。これは、いかなる経済活動も、その提供頻度にかかわらず、また必ずしも提供者が「専門的」に行動することを要求されることなく、本指令に基づくルールに従うことになる可能性があることを意味する。また、EU consumer acquis は、「trader（事業者）」をその取引、事業、仕事又は職業に関する目的のために行為する者と定義している（第 2.3 項参照）。

が課されるか—は、その活動の性質により異なる。シェアリングプラットフォームが**通常有償で、遠隔地より、電子的手段を用いて、及びサービス利用者個人の要請を受けて提供されるサービスを提供するものである限り**<sup>18</sup>、これらは「情報社会サービス」(information society service)を提供するものとなる。したがって、これらを事前認可とすること、又はこれらに当該サービスを具体的かつ排他的に対象としているこれと同等の要件を課することはできない<sup>19</sup>。また、加盟国は、他の加盟国より国境を越えて当該サービスを提供するシェアリングプラットフォームに対しては、限定的な状況において、また特定の手続に服することを条件としてのみ規制要件を課することができる<sup>20</sup>。

しかし、シェアリングプラットフォームが、「基礎サービス」(underlying service)の提供者とその利用者とをintermediateする(翻訳者注:日本法における「仲介」の概念と一致しないため、疑義を避けるため、「仲介」という訳語を用いない。)という「情報社会サービス」(information society service)に加えて、他のサービスを提供しているとみなされ得る場合も存在する。とりわけ、一定の状況においては、プラットフォームが「基礎サービス」提供者である場合もある(例:輸送又は短期賃貸サービス)。このような場合、シェアリングプラットフォームは、前記の条件<sup>21</sup>の下、かかるサービス提供者に対して通常適用される事業認可やライセンス許諾要件等の該当する部門特有の規制の対象となる可能性がある。

シェアリングプラットフォームがその「基礎サービス」自体も提供しているかどうかは、通常ケースバイケースで検証されなければならない。この点にはいくつかの事実及び法律に関する基準が関わってくる。シェアリングプラットフォームが当該サービスの提供者に対して行使する支配力又は影響力の水準がどの程度のものが通常重要な意味をもつ。とりわけ、以下の主要な基準に鑑みて検証される。

- 価格:シェアリングプラットフォームが「基礎サービス」(underlying service)を受け利用により支払われる最終価格を設定しているか。シェアリングプラットフォームが価格を推奨しているのみであるか、又はその他「基礎サービス」提供者がシェアリングプラットフォームにより提示された価格の採否を自由に決定することができる場合、この要件は満たされていないことになる。

<sup>18</sup> Directive 2000/31/EC(「電子商取引指令」)第2条(a)及びDirective 2015/1535第1条(1)(b)参照。本定義に含まれないサービスのリストについては、後者 Directive の Annex I も参照。

<sup>19</sup> 電子商取引指令第4条参照。

<sup>20</sup> 電子商取引指令第2条及び第3条参照。国境を越えて自由に情報社会サービスを提供するための母国法主義は、公共政策、公衆衛生保護、治安(国家安全保障及び国防の保護を含む。)並びに消費者保護という4つの目的を損ねるおそれ又は重大かつ深刻なリスクがある場合にのみ適用除外となる。この場合、国の当該施策は相当なものでなければならず、かつ、一定の手続条件(当委員会への通知を含む。)も遵守しなければならない。

<sup>21</sup> すなわち、これらが非差別的であり、明確に特定された公共の利益に関する目的を達成するために必要であり、またかかる利益を達成するために相当なものであること(つまり、厳格に必要とされるもの以上の要件を課すものではないこと。)

- その他の主要な契約条件：シェアリングプラットフォームが価格以外の契約条件を設定しているか、すなわち「基礎サービス」(underlying service) 提供者とサービス利用者の間の契約関係を誰が決めているか（例えば、サービス提供義務を含む「基礎サービス」提供に係る強制的な指示の決定。
- 主要な資産の所有権：シェアリングプラットフォームが「基礎サービス」(underlying service) 提供のために使用される主要な資産を所有しているか。

これら3つの基準がすべて満たされた場合、シェアリングプラットフォームが「基礎サービス」の提供者に対して重大な影響力又は支配力を行使していることを強く示唆し、また、そのプラットフォームが（「情報社会サービス」に加えて）「基礎サービス」も提供しているとみなされるべきであることをも、示唆する可能性がある。

対象事例により、その他の基準も関わってくる可能性がある。例えば、シェアリングプラットフォームがプラットフォーム上のサービスにかかるコストを負担し、また「基礎サービス」の提供に係るあらゆるリスクを負担する場合、あるいはシェアリングプラットフォームと当該「基礎サービス」提供者との間に雇用関係が存在している場合（第2.4項参照）である。これらの要素は、シェアリングプラットフォームが「基礎サービス」の提供に対して高水準の支配力及び影響力を行使していることを示唆する可能性がある。

反対に、シェアリングプラットフォームは、「基礎サービス」提供者とその利用者をintermediateする（翻訳者注：日本法における「仲介」の概念と一致しないため、疑義を避けるため、「仲介」という訳語を用いない。）ために、プラットフォームにより提供される中核となる「情報社会サービス」に付随する一定の活動の実施を可能にすること（例：支払の仕組みの提供、保険の提供、アフターサービス等を提供すること）により、「基礎サービス」提供者を単に補助しているだけという可能性がある。このこと自体は、「基礎サービス」に関する影響力及び支配力の証拠となるものではない。同様に、利用者による評価又はレビューシステムを提供すること自体は、重要な影響力又は支配力の証拠となるものではない<sup>22</sup>。しかし、一般に、シェアリングプラットフォームが「基礎サービス」提供者の選定及び当該「基礎サービス」の実施方法の管理・組織化を一例えば、当該サービスの品質を直接検証及び管理することにより一高めるほど、シェアリングプラットフォームが「基礎サービス」自体も提供しているとみなされるであろうことがより明白になる。

したがって、短期賃貸においてサービスを提供するシェアリングプラットフォームは、「情報社会サービス」(information society service) のみを提供することができ、例えば、宿泊サービスの提供者が自ら価格を設定し、プラットフォームが当該サービスの提供に用いられる資産を所有していないような場合には宿泊サービス自体をも提供していることにはならない。シェアリングプラットフォームがその利用者に対して保険及び評価サービスも提供する場合もあるという事

<sup>22</sup> シェアリングプラットフォームではなく利用者により実際に行われた評価・レビュー。



実は、かかる結論を変更するものではない。

シェアリングエコノミーに対して適用される市場アクセス要件が、識別された合法的な公共の利益に関する目的を達成するために必要であり、正当化され、また相当なものであるかどうかを評価するには、加盟国は、当該シェアリングエコノミーのビジネスモデルの特徴を検討しなければならない。

対象の活動を規制する上で、ピアツーピア及び非継続的にシェアリングプラットフォームを通じてサービスを提供する私人を、そのことだけをもって専門的サービス提供者として扱ってはならない。ある経済活動を非専門的ピアツーピア活動であるとみなす（場合により部門特有の）基準を設定することが、適切な方法となる。

加盟国は、一般に市場オペレーターに対して適用される市場アクセス要件を見直し、単純化及び現代化する機会を持つべきである。加盟国は、採用されているビジネスモデルにかかわらず、不要な規制からオペレーターを開放すること、及び単一市場の分裂を回避することを目指すなければならない。

## 2.2 責任制度

契約上及び契約外の責任に関連する大半のルールは、加盟国の国内法令に規定されている。しかし、EU法の下では、情報社会intermediaryサービス（information society intermediary services）の提供者としてのオンラインプラットフォームは、一定の条件下において、その保有する情報に関する責任を免除されている<sup>23</sup>。

この免責が適用されるかどうかは、シェアリングプラットフォームが実行する活動に関連する法律及び事実上の要素によるものであり、当該活動が電子商取引指令におけるホスティングサービス<sup>24</sup>に該当する場合に適用される。この適用を受けるためには、その行動が単に技術的、自動的かつ受動的なものでなければならない<sup>25</sup>。この免責は、シェアリングプラットフォームが違法

<sup>23</sup> 電子商取引指令第 14 条。

<sup>24</sup> シェアリングエコノミーとの関連では、ホスティングは、大まかに言うと顧客データの蓄積の取扱いを行い、また利用者が「基礎サービス」提供者と出会うための場所を提供する活動として理解することができる。電子商取引指令第 12 条及び第 13 条に基づく適用除外は、シェアリングプラットフォームが通常当該規定の意味における「mere conduit（単なる媒介機関）」又は「caching（キャッシング）」サービスを提供するものではないため、通常はこの点については当てはまらない。

<sup>25</sup> 電子商取引指令第 4 条に定めるとおり。C-236/08 to C-238/08 Google France/Louis Vuitton の合同事件において、CJEU（欧州連合司法裁判所）は、Directive 2000/31/EC の前文 42 を参照し、オンラインプラットフォームが「intermediary（翻訳者注: 日本法における「仲介」の概念と一致しないため、疑義を避けるため、「仲介」という訳語を用いない。）サービス提供者（intermediary service provider）」とみなされる場合の主要な基準を明示した。同前文によると、「情報社会サービス」は、第三者より提供される情報が送信され、又は一時的に保存される通信ネットワークの運営及びアクセス付与に係る、通信をより効率的にすることを唯一の目的とした技術的プロセスを提供するものとされている。この活動は、単に技術的、自動的かつ受動的な性質のものである。

な情報に関する知識、支配権又は認識を与えるような積極的な役割を担っていないこと、また、それにもかかわらず当該知識又は認識を得た場合には、これらを排除するか、又はこれらに対するアクセスを不可能なものにするべく迅速に行動することを条件として適用される<sup>26</sup>。

シェアリングプラットフォームがこの免責による利益を享受できるか否かは、自らがホストする情報に関するオンラインプラットフォームに係る知識及び支配力の水準に応じ、ケースバイケースで判断する必要がある。

重要なことに、EU法の下では、加盟国は、シェアリングプラットフォームに対し、これらがホスティングサービスを提供している限りにおいて、違法行為を示唆する事実若しくは状況を監視又は積極的に探すという一般的な義務を課すことはできない<sup>27</sup>。

オンラインプラットフォーム及びデジタル単一市場に係る報告書<sup>28</sup>は、既存の *intermediary liability* (翻訳者注:日本法における「仲介」の概念と一致しないため、疑義を避けるため、「仲介」という訳語を用いない。)に係る制度を維持することが、EUにおけるデジタル経済のさらなる発展にとって不可欠である旨を説明している。オンラインプラットフォームがその成長を促進する主因となる以上、これにはシェアリングエコノミーが含まれている。同時に当委員会は、例えば虚偽の又は誤解を招くレビューの存在といった重要な問題への対処を支援する等、あらゆる種類のオンラインプラットフォームによる自主的な措置としての責任ある行動を奨励している。信頼を高め、より競争力のあるサービスを提供するために講じられるこのような自主的な措置をもって、シェアリングプラットフォームの行為が単に技術的、自動的及び受動的なものではなくなったとみなすべきではない。

ホスティングサービスに加え、シェアリングプラットフォームは、その他の多数の関連又は付随活動も提供することができる。これらには、レビュー又は評価の仕組み、支払の仕組み、保険、本人確認(多くの場合、第三者提供者により実施される)が含まれ、プラットフォームは利用者に提供されているサービス自体も提供することができる。

EU法に定める上記の免責は、ホスティングサービスの提供に限定されており、シェアリングエコノミープラットフォームにより実施されるその他のサービス又は活動は対象とはならない。また、上記の免責は、当該プラットフォーム自身の活動に関する限りにおいて、適用される個人情報保護法令により生じるシェアリングエコノミープラットフォームの責任を免除するものではない。反対に、あるプラットフォームが一ホスティングサービスの提供に加え—その他の一定

<sup>26</sup> Case C-324/09 L’Oreal/eBay。これは、裁判所及び国の行政当局がシェアリングプラットフォームに対して侵害を停止する又は防止するよう要求する権利に影響を及ぼさない。電子商取引指令第 14 条(3)参照。*intermediary liability* (翻訳者注:日本法における「仲介」の概念と一致しないため、疑義を避けるため、「仲介」という訳語を用いない。)に係る制度についての包括的背景は、当委員会の職員作成文書 (Staff Working Document) 「単一市場における電子商取引を含むオンラインサービス」、SEC(2011) 1641 最終版に記載されている。

<sup>27</sup> 電子商取引指令第 15 条(1)に定めるとおり。

<sup>28</sup> 2015 年 5 月 25 日 COM(2016) 288/2、ヨーロッパにおけるオンラインプラットフォーム並びにデジタル単一市場に係る機会及び課題に関する報告書。

の活動も行っているという事実は、必ずしも当該プラットフォームがそのホスティングサービスについて免責を利用することができないということの意味するものではない<sup>29</sup>。いずれの場合においても、シェアリングプラットフォームがその「情報社会サービス」(information society service)を設計し、またオンライン上の違法なコンテンツに対応するための自主的措置を講じる方法は、原則として、経営判断となるものであり、彼らがintermediary liabilityの免除による利益を享受することができるかどうかは、常にケースバイケースで判断されるべきものである。

シェアリングプラットフォームは、オンライン上の違法コンテンツに対処するための自主的な措置を継続的に講じること、また、信頼を高める(例えば「基礎サービス」提供者によって自らのプラットフォーム上で提供されるサービスの品質保証を支援することにより)ことを推奨されている。このような自主的措置は、紹介者責任の免除により恩恵を受けているシェアリングプラットフォームがその恩恵を受けられなくなることを自動的に意味するものと捉えてはならない。

### 2.3 利用者の保護

伝統的に、EUの消費者及びマーケティングに関する法制は、保護を必要とする弱い立場の当事者(典型的には消費者)が存在する取引に対応するように設計されている。しかしながら、シェアリングエコノミーにおいては、企業間、企業・消費者間、消費者・企業間及び消費者間の取引に関わる可能性があるマルチサイドの関係性が存在するため、消費者と企業との境界は曖昧である。このような関係性において、保護を必要とする弱い立場の当事者が誰なのかは、必ずしも明確ではない。

現在、EUの消費者及びマーケティングに関する法制は、「事業者」と「消費者」との区別に基づいている。事業者は、「自己の取引、事業、技能的職業又は専門的職業に関する目的のために行動する<sup>30</sup>」者であり、「消費者」は、「自己の取引、事業、技能的職業又は専門的職業外<sup>31</sup>」行動する者である。シェアリングエコノミーにおける参加者区分にこれらの基準を適用することで、既存のEUの消費者及びマーケティングに関する法制に基づく、当事者各自の権利義務が決定されている<sup>32</sup>。

<sup>29</sup> この点について、一部の裁判所は、あるサービスのホスティングに関する側面が当該サービスにとって最も重要な側面ではない場合に責任制限を除外している。これについては、Louis Vuitton Malletier / Christian Dior Couture and Parfums Christian Dior, Kenzo, Givenchy et Guerlain v. eBay におけるパリ裁判所の決定(すべて2008年6月30日パリ商事裁判所第一法廷。)を参照。これに対する反対説が、ギリシャのNo 44/2008 of Rodopi Court of First Instance、published in (2009) Armenopoulos、406 事件においてギリシャ裁判所によって採用されている。

<sup>30</sup> Directive 2005/29/EC(「不公正な取引慣行に関する指令」)第2条(b)。

<sup>31</sup> 不公正な取引慣行に関するEU指令第2条(a)。

<sup>32</sup> シェアリングエコノミーにおける企業・消費者間の取引については、不公正な取引慣行に関する指令、Directive 2011/83/EU(「消費者の権利に関する指令」)及びDirective 93/13/EEC(消費者契約における不公正

特に、EUの消費者関連法は、「事業者」に該当し、かつ消費者を相手にした「商行為」に従事するシェアリングプラットフォームに適用される。「基礎サービス」提供者も、「自己の取引、事業、技能的職業又は専門的職業に関する目的のために」行動する場合であれば、事業者該当する。逆に、EUの消費者及びマーケティングに関する法制は、消費者間の取引には適用されない。したがって、シェアリングサービスの提供者と利用者が共に事業者該当しない場合には、両者間の取引は、上記の法制の適用範囲外となる。

このことは、ピアツーピア型のサービス提供において、いかなる条件において、「基礎サービス」提供者が事業者該当するかという、核心的な問題を提起する。加盟国は現在、この問題について異なる対処をしている<sup>33</sup>。この問題は、EUの現行法に基づき、ケースバイケースで回答されなければならない。この目的のために、当委員会は、「不公正な取引慣行に関するEU指令に関するガイダンス」の改訂版において、いくつかの一般的な方向性を提示している<sup>34</sup>。シェアリングエコノミー固有のコンテキストにおいては、下記の要素が重要である。その各要素単体では、ある提供者の事業者性を充足させるには足りないが、事案の状況に応じて、当該要素の組合せによって事業者性が充足される可能性がある。

- **サービスの頻度**：あくまで時折りに（すなわち、定期的ではなく、単に限定的及び付随的に）サービスを提供する者は、事業者該当する可能性は低い。サービス提供の頻度が多ければ多いほど、提供者が事業者該当する可能性はより高くなるが、これは、自己の事業、技能的職業又は取引に関連する目的のために行動していることが示唆されるためである。
- **利益追求の動機**：利益追求の動機は、提供者のある特定の取引についての事業者性を示すことがある。資産又は技能（例えば、住宅交換又はタイムバンクの場合）の交換を目的とした提供者は、原則として事業者該当しない。ある特定の取引にかかった費用の補填のみを受ける提供者は、利益を追求していない可能性がある。逆に、費用補填を超える報酬を受ける提供者は、利益追求の動機を有している可能性が高い。
- **売上高の水準**：サービス提供者によって生み出される売上高が大きければ多いほど（シェアリングプラットフォームが単数であれ複数であれ）、提供者が事業者該当する可能性があるという示唆は強くなる。この点について、提供者によって生み出される売上高の水準が同一の活動（例えば、ライドシェアリング）によるものか、又は様々な種類の活動（ライドシェアリング、ガーデニングなど）によるものかを評価すること

---

な条件に関する指令）が適用される。企業間の取引については、Directive 2006/114/EC（誤解を招く比較広告に関する指令）が適用される。

<sup>33</sup> シェアリングエコノミーにおける消費者問題に関する当委員会の現在継続中の調査により、28の加盟国における関連する国内法制が調査される予定である。

<sup>34</sup> 2016年5月25日 SWD(2016) 163 final、Directive 2005/29/EC（不公正な取引慣行に関する指令）の施行及び適用に関するガイダンス

が重要である。様々な種類の活動による場合、売上高が大きいことは、提供者が事業者に該当することを、必ずしも示唆しない可能性があるが、これは、当該売上高が必ずしも当該提供者の他の（主たる）事業に関連して得られたわけではない可能性があるためである。

シェアリングプラットフォームを利用して、ガーデニングサービスを定期的に提供し、実質的な報酬を得ることを求める者は、事業者の定義に該当する可能性がある。しかしながら、シェアリングプラットフォームを利用して、ガーデニングサービスを時折り提供するプロのベビーシッターは、時折り提供するガーデニングサービスに関する限り、原則として事業者には該当しない。「不公正な取引慣行に関する EU 指令」の下では、すべての事業者は、プロフェッショナルとしての勤勉義務を遵守しなければならない、消費者をミスリードしてはならない。これは、自身の商慣行に関する限り、事業者に該当するシェアリングプラットフォームについても、適用される（例えば、intermediary サービス、支払決済サービス、評価サービスなど）。また、シェアリングプラットフォームは、例えば、第三者の事業者がプラットフォームの利用者に対し自らの身元を明かすことが可能になるように、シェアリングプラットフォームのウェブ構造を設計するなどして、事業者に該当する「基礎サービス」提供者が、EU の消費者及びマーケティングに関する法律を遵守することができるようにしなければならない。さらに、シェアリングプラットフォームは、すべての利用者に対し、利用者が、事業者との関係において、EU の消費者及びマーケティングに関する法律に基づく保護のみから利益を受けることを、明確に表示することができる。シェアリングプラットフォームは、それを通じて活動するサービスの提供者を選択するために基準を適用し、当該提供者の信頼性に関してチェックを行う場合、利用者に対してしかるべき通知を行わなければならない。

さらに、シェアリングプラットフォーム及びかかる「基礎サービス」提供者は、その他 EU 法に基づく適用ある情報に関する義務<sup>35</sup>（当該セクター固有の法律の透明性要件に関する義務<sup>36</sup>を含む。）を遵守しなければならない場合がある。

いずれの場合も、EU において個人情報を収集しさらにプロセスする他のデータコントローラと同様に、シェアリングプラットフォームは、個人情報の保護に関する適用ある法的枠組みを遵守しなければならない<sup>37</sup>。個人情報の処理に関する規則の遵守を確保することで、シェアリングエコノミーを利用する提供者又は消費者の別を問わず（ピアツーピアを含む。）、個人からの信用の向上させることになり、個人情報に関しては、しかるべき保護を受けることができると認識されている。

<sup>35</sup> 例えば、消費者の権利に関する指令第 6 条、サービス指令第 22 条及び電子商取引指令第 5 条に基づく義務。

<sup>36</sup> 例えば、電子商取引指令第 5 条に基づく義務。

<sup>37</sup> 情報保護に関する規則（現在、Directive 95/46/EC に含まれている。）は、最近再検討された。新たな一般情報保護規定(EU) 2016/679, OJ L 119, 4.5.2016, p.1 は、2018 年 5 月 25 日から適用される。



消費者からの信頼を向上させる手段として、ピアツーピア型のサービスへの信頼を向上させることが挙げられる。オンラインでの評価・レビューシステムや品質表示ラベルなどの信頼構築メカニズムは、個々のサービス提供者に関する情報不足を克服するための必要不可欠なツールとなりうる。このようなシェアリングエコノミーへの信頼を確立するためのメカニズムは、シェアリングプラットフォーム自体又は専門の第三者のいずれかによって創造されてきており、下記に説明するとおり、既存の消費者関連法が適用されない場合には、特に重要となる可能性がある。

EUの消費者及びマーケティングに関する規則に基づき、加盟国は、消費者が特に不公正な取引慣行からの高い水準の保護を享受することを可能にするような、バランスの取れたアプローチを追求することが奨励されているが、その一方で事業者ではなくサービスを時々提供している私人に対しては、不相応な情報に関する義務その他の行政手続上の負担は課されていない。

信頼及び信頼性を向上させるためのオンラインの信頼メカニズム（例えば、品質表示ラベル）の効果及び利用は、シェアリングエコノミーへのより確信を持った参加を促すために改善されるべきである。

#### 2.4 シェアリングエコノミーにおける自営業者及び労働者

シェアリングエコノミーによって、新たな雇用機会が生まれ出され、伝統的な直線的な雇用関係を越えた収益が生まれており、人々は、柔軟な仕組みに応じて働くことができるようになった。これにより、人々は、より伝統的な雇用形態が不適切又は利用不能な分野においても、経済活動を行うことができるようになった。一方で、より柔軟な労働形態は、伝統的な雇用関係ほど、規則的又は安定的ではない可能性がある。このことにより、適用される権利や社会的保護の水準が不確かになる可能性がある。シェアリングエコノミーの文脈における雇用形態は、しばしば、あらかじめ定義された環境及び時間枠において定期的に履行された仕事ではなく、不定期に履行された個別の仕事に基づくものである。

実際、これは、より構造的な移行の一環である。自営業者と労働者の境界がますます曖昧になっており、臨時雇い、パートタイムの仕事や兼業が増加している<sup>38</sup>。欧州の社会権の柱<sup>39</sup>の下で、本委員会は、労働市場への参入増加の必要性に対処する最善策について、パブリック・コンサルテーションを開始しており、公正な労働条件及び十分かつ持続可能な社会的保護の確保を図っている。この計画は現在、協議の過程にあり、当該過程において、当委員会は、現在のEUの *Social Acquis*、労働の未来及び社会的保護スキームの範囲に対するステークホルダーの見解を募っている。

<sup>38</sup> Eurostat からの統計に基づく。

<sup>39</sup> COM(2016) 127 final。欧州の社会権の柱に関する公開協議は、2016年3月8日に開始され、2016年12月31日まで継続される予定である。

大半の労働法は国内の管轄に属するにもかかわらず、欧州連合は、社会政策の分野において一定の最低限の基準を策定している<sup>40</sup>。自営業者と労働者との伝統的な区別が、シェアリングエコノミーの文脈においてどのように適用されるかに関して一定の方向づけをするために、本項では、雇用関係がEUの労働法<sup>41</sup>及び法体系に即したものになる条件を考察する。

一般的に、EUの労働法は最低限の基準のみを定めており、労働関係に適用される社会権利法のすべての側面をカバーしているわけではない。このことは、加盟国は原則として国内法においてより高い水準を定めることができることを示している。シェアリングエコノミーの参加者は、当該サービスが提供される国において適用される国内の労働法を参照することを推奨される。

### EUにおける「労働者」の定義

労働者の権利を保障するEU法は、雇用関係にある者、すなわち「労働者」とみなされる者のみ適用される。EU加盟国は、それぞれの国内法秩序においてどのような者が労働者とみなされるかを決定することにつき責任を負っているが、EUのレベルにおいては、欧州連合司法裁判所（CJEU）がEU法適用の関係でのみ労働者の概念を定義している<sup>42</sup>。この定義は、主として、労働者の自由な域内移動の枠組みにおいて策定されてきた。CJEUは、「雇用関係の必要不可欠な特徴は、一定期間において、ある者が、報酬を受けると引き換えに、他の者のために、他の者の指示の下で、役務を履行することである」と述べた<sup>43</sup>。CJEUは、この定義は、社会分野における特定のEU指令を適用するにあたり、どのような者が労働者とみなされるかを判断するためにも用いられることを特に確認した<sup>44</sup>。

雇用関係が存在するか否かは、プラットフォームの「基礎サービス」提供者との関係の特徴付

<sup>40</sup> 欧州連合の機能に関する条約第153条に定める管轄に従う。

<sup>41</sup> EU労働法には、労働者の権利義務を規制する指令が含まれる。当該指令は、労働時間の制限（年次有給休暇に対する権利を含む。）、深夜労働の場合における休憩時間及び休日並びに保護、個人の雇用条件に関する通知、国外派遣労働者の権利、非標準的な雇用形態の労働者（例えば、パートタイム、有期雇用又は派遣社員）に対する差別の禁止、雇用主が倒産した場合における保護、保護対象となる理由（性別、民族、性的指向など）に基づく差別の禁止に言及している。また、当該EU指令は、集団的人員整理の場合、又は事業譲渡の場合、又は国境を越えた合併の場合における保護を定めている。これは、労働者の関与一通知及び協議、並びに一部の状況における役員会レベルでの労働者の参加を定めている。職場での健康及び安全の分野において、一般原則は、職業リスクの予防、並びに職場における労働者の安全及び健康の保護に関するものである。

<sup>42</sup> 加盟国は、国内の労働法を適用する目的において、EUにおける労働者の概念を、EUの定義に該当しない状況にまで、依然として自由に拡大できる。雇用関係の存在に対する判断がEU法（Directive 2003/88/EC（労働時間に関する指令）及びDirective 98/59/EC（集団的人員整理に関する指令））のいくつかの具体的な条項の適用可能性に関連する場合には、国内における労働者の定義は無関係となる。さらに、国内法による定義は、常に国内又はEUの裁判所による判断を受けることとなる。

<sup>43</sup> COM(2010) 373 労働者の自由移動の再確認：権利及び大きな発展。ポイント I.1.1  
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1453133735571&uri=CELEX%3A52010DC0373>。

<sup>44</sup> Isère (C-428/09)（労働時間に関する指令）、Balkaya (C-229/14)（集団的人員整理に関するEU指令）及び'O' (C-432/14)（雇用の平等性に関するEU指令）その他の労働法に関する指令は、O'Brien 事件(C-393/10)を参照して、EU法の有効性を尊重する限りにおいて、どのような者が労働者であるかに対する加盟国の理解について、明示的に言及している。

ける事実、及び関係する仕事のパフォーマンスを考慮して、ケースバイケースの評価に基づき立証されなければならない。特に、下記の3つの必要不可欠な基準は、累積的に考察される<sup>45</sup>。

- 従属関係の存在
- 仕事の性質
- 報酬の存在

**従属**の基準が満たされるためには、サービス提供者は、シェアリングプラットフォームの指示に基づき活動し、後者が活動の選択、報酬及び労働条件を決定しなければならない<sup>46</sup>。換言すれば、「基礎サービス」提供者は、どのサービスを提供するか、またどのように提供するか（例えば、当該提供者がシェアリングプラットフォームとの間で締結した契約関係に従うなど）を自由に選択することはできない<sup>47</sup>。シェアリングプラットフォームが単に利用者から預託された支払いを処理し、その「基礎サービス」提供者に送金する場合は、シェアリングプラットフォームが報酬を決定していることにはならない。従属の存在は、継続的な管理及び監督が実際に行使されていなければ認められないというわけではない<sup>48</sup>。

**労働の性質**の基準が満たされるためには、「基礎サービス」提供者は、有効かつ真正な経済価値を有する活動を追求しなければならず、単に限定的かつ付随的なものに過ぎないとみなされるほど小規模なサービスを除かれる<sup>49</sup>。各国の国内裁判所は、より伝統的な雇用関係の文脈においてさえ、何が限定的かつ付随的かを特定するにあたり異なるアプローチを採用している。（時間又は賃金に基づく）閾値の利用と、ある所与の関係の特徴に対する個別の評価とが併用されている。人々が実際にシェアリングプラットフォームを通じて単に限界的かつ付随的なサービスを提供するシェアリングエコノミーの文脈において、これは、そういった人々が労働者に該当しないことの示唆ではあるが、短い期間<sup>50</sup>、限定された労働時間<sup>51</sup>、非継続的な労働<sup>52</sup>又は低い生産性<sup>53</sup>という要素それ自体では、雇用関係があることを排除することができない。他方、不定期というより頻繁にサービスを提供する者は、労働者又は自営業者のいずれかの可能性があるが、これは、3つすべての基準の包括的なテストの結果、それらの地位に該当し得るということである。

<sup>45</sup> COM(2010) 373 最終版、4-6 頁も参照。

<sup>46</sup> Jany and Others v Staatssecretaris van Justitie (C-268/99)。

<sup>47</sup> *'The rise of the 'just-in-time workforce': on-demand work, crowdwork and labour protection in the 'gig economy'*, Valerio De Stefano, ILO Conditions of Work and Employment Series No. 71, 2016, p. 17

<sup>48</sup> Danosa (C-232/09); De Stefano 同書 16 頁も参照。

<sup>49</sup> 労働者の自由移動の文脈における CJEU 及び加盟国による（例えば、所得又は時間に基づく閾値を用いた）「労働の真正性」に対する実際の判断に関する詳細については、欧州委員会の FreSsco ネットワークによる「Comparative Report 2015 - The concept of worker under Article 45 TFEU and certain non-standard forms of employment」を参照。

<sup>50</sup> Ninni-Orasche (C-413/01)

<sup>51</sup> Kempf (C- 139/85)

<sup>52</sup> Raulin (C-357/89)

<sup>53</sup> Bettray (C-344/87)

**報酬**の基準は、主として、労働者とボランティアを区別するために用いられる。よって、提供者が報酬を受け取らないか、又は提供者の活動のために負担した費用の補填のみを受ける場合、報酬の基準は満たされない。

上記の基準は、EUにおける労働者の定義を適用するにあたり参照されるものであるが、加盟国の裁判所は、国内の権限が及ぶ範囲において、雇用関係の包括的な評価を行うにあたり、同様の基準を用いる傾向にある。

人々がその潜在能力を十分に活用し、労働市場への参入を進め、競争力を高めることができるようにする一方で、公正な労働条件及び十分かつ持続可能な社会的保護を確保するために、加盟国は、

- デジタル世界における労働者及び自営業者の様々なニーズや、シェアリングビジネスモデルのイノベティブな性質を考慮して、加盟国の国内の雇用規則の適切性を評価すべきであり、
- シェアリングエコノミーにおける労働パターンに鑑みて、加盟国の国内の雇用規則の適用可能性に関する指針を提供すべきである。

## 2.5 課税

### 新ビジネスモデルの採用

すべての事業者と同じく、シェアリングエコノミーの事業者にも課税規定が適用される。課税規定には、個人所得、法人所得及び付加価値税に関する規定が含まれる。しかしながら、納税者及び課税所得を特定することの難しさ、サービス提供者に関する情報の欠如、デジタルセクターにおいて加速する戦略的な法人税対策、EU全体の異なる税慣行や不十分な情報交換といった課税環境に関連する問題が生じている。

これに関し、加盟国は、相応の義務負担と公平な競争環境を目指すべきである。加盟国は、同様のサービスの提供に対しては、機能的に同じ納税義務を適用すべきである。納税義務に関する意識の向上、税務当局によるシェアリングビジネスモデルの認知、ガイダンスの発出、オンライン情報を利用した透明性の向上は、シェアリングエコノミーの成長可能性をさらに開くツールとなり得る。

雇用形態と連動するものを含め、国内の納税義務に関する情報は、明確にステークホルダーに伝えられるべきである。

明確性及び透明性向上のため、シェアリングビジネスモデルの税務申告に関するガイダンスを

発出している加盟国もあり、数か国は、法律の改定も検討している<sup>54</sup>。法人税に関し、欧州委員会は、課税回避に対する一般的なアプローチの検討に取り組んでいる。

同時に、シェアリングエコノミーは、税務当局及び納税義務のある納税者を支援する新しい機会を創出している。これは、とりわけ、オンラインのプラットフォームを介することにより実現可能となるトレーサビリティ向上のおかげである。税徴収を目的とするプラットフォームとの契約締結は、いくつかの加盟国において既に実施されている。例えば、宿泊セクターでは、サービス提供者に代わり、プラットフォームが旅行者税の支払いを容易にしている。また、税務当局が、個人の提供者から税徴収を行うため、オンラインプラットフォームが提供するトレーサビリティを利用する事例も存在する。

税務当局と共有型事業者との間の良好な連携関係の一例がエストニアにある。ライドシェアリングのプラットフォームとの連携は、運転者の税務申告プロセスを簡素化することを目的としている。運転者及び旅客間の取引は、シェアリングプラットフォームにより登録された後、課税関連データのみが当局に送信され、納税者の納税申告用紙が事前記入される。この趣旨は、納税者が効率よく、最小限の労力で納税義務を果たすのを支援することにある。

#### 事務負担の軽減

経済成長は、ビジネスモデル間の区別なく、個人及び事業者の事務負担の軽減を目的とする対策により最大限促進される。この目的において、プラットフォーム、税務当局及びサービス提供者間で課税関連情報を効率的に交換することは、コストの削減に役立つ。ワンストップ・ショップの創設及びオンラインフィードバック・メカニズムの開発は、パートナーシップ及びコンプライアンス・モニタリングの新しい可能性も創出し得る。

しかしながら、プラットフォームの取り扱いに対し、各国の税務当局が異なるアプローチを取った場合、共有型の事業活動における事務負担は増加し得る。これらは、プラットフォームが提供するサービスに関し、プラットフォームの業務範囲に対する異なる見解、一般的なコンプライアンス要件及び監査手順のほか、共有型の事業活動と課税管轄の関連付けに使用する基準、サービス提供者とプラットフォーム間の雇用関係についての理解の違いも含まれる場合がある。

更に事務のオンライン化を推進するとともに、これらの問題に整合的に取り組むために一般的な基準を発展させ、本報告書の前節に明記した諸要素を考慮することは、この点において一助となり得る。

#### 付加価値税

---

<sup>54</sup> 政策の概要は、本報告書添付の職員作成文書（Staff Working Documents）で確認することができる。



シェアリングプラットフォーム及びプラットフォームのユーザーによりプラットフォームを通じて提供される製品及びサービスの供給は、原則として、付加価値税の対象となる取引である。課税対象者としての参加者の適格性に関し、特に、実際の経済活動の評価、供給と実際の報酬との間に直接的な関係があるかに関する問題が生じる可能性がある（例えば、参加者が製品又はサービスを共有プールに提供するのと引き換えに、かかるプールから利益を得る権利を取得する「バンク」形式のアレンジの場合）。

本委員会は、付加価値税アクションプラン<sup>55</sup>の枠組みの範囲内で、課税事務の処理能力強化のため、いくつかの取り組みを準備している。このプランには、電子サービスに向けて付加価値税ワンストップ・ショップを製品の供給にまで拡大すること、規制当局間の協力関係を向上させるためのパイロット事業を開始すること及び税務当局と電子商取引業者間の協力に関する指針を公表することが含まれる。

加盟国は、既に経済活動として認識されているとおり、シェアリングプラットフォームが提供する可能性を利用することにより、税徴収の促進及び改善をすることが奨励される。

シェアリングプラットフォームは、個人データの保護に関する法律の遵守を確保し、電子商取引指令の *intermediary liability* の仕組みを毀損することなく、納税義務についての情報交換に関する基準を制定するため、国税当局との協力において、積極的な姿勢をとるべきである。

参加国は、同じサービスを提供する事業者に対し公平な競争環境を創出するため、自国の税規制を検証することが奨励される。また、参加国は、税制の簡素化を継続的に努力し、透明性を向上させ、シェアリングビジネスモデルの課税規制の適用に関するオンライン指針を発行すべきである。

### 3. モニタリング

シェアリングエコノミーは、急速に変化する状況において、複数のセクターに広がっている。この動的で変化に富んだ性質を踏まえ、本委員会は、変化する規制環境並びに経済及び事業の発展の両方をカバーするモニタリングの枠組みを確立しようとしている。このモニタリングの目的は、価格の動向とサービスの質の変化のトレンドを追跡し、及び直面する可能性のある障害及び問題 - 特に、国家間の異なる規制又は規制の乖離から生じる障害及び問題 - を特定することにある。

モニタリングツールには、以下のものが含まれる。

<sup>55</sup> 2016年4月7日 COM(2016)148 最終版 付加価値税アクションプラン報告書；単一 EU 付加価値税対象地域-決定時

1. シェアリングエコノミーの利用に関する消費者及び事業の定期調査<sup>56</sup>
2. 加盟国の規制改革に関する継続的マッピング
3. セクター開発を評価し、適正な実施を確認する目的で年2回開催する単一市場フォーラムの枠組みにおけるステークホルダーとの対話
4. シェアリングエコノミーのモニタリング結果が単一市場スコアボードにおいて要約される。

モニタリング活動<sup>57</sup>は、起業家精神と技術革新の促進という観点から、本委員会が単一市場において進めている作業<sup>58</sup>にも貢献することとなる。

シェアリングエコノミーのビジネスモデルの動的な特徴及びデータ駆動型デジタル技術の急速な発展を踏まえ、追加的な方針の発出が継続的又は新たなデータの収集及び調査から生じる可能性があり、これに取り組むべきである。シェアリングプラットフォームは、データ保護法を遵守し、データ及び統計情報へのアクセスを簡素化するため、本委員会を含む当局と緊密に連携を取るべきである。

いかなる場合においても、モニタリング活動及びそのツールは、本委員会が既存のEU規制を執行するのを妨げることなく、本報告書に明記された原則に沿って継続される予定である。

#### 4. 結論

新たなシェアリングエコノミーのビジネスモデルがもたらし得る大きな利益にかんがみ、欧州は、これらの新たな機会を利用することを歓迎すべきである。EUは、経済の近代化によりもたらされた技術革新、競争及び機会の拡大を積極的に支援すべきである。同時に、公正な労働環境並びに適正且つ持続的な消費者及び社会的保護を確立することが重要である。このために、市民及び事業者は、本報告書において明らかにされた自己に適用される規則及び義務を認識すべきである。加盟国にも、同じく自国の状況を明確にすることを奨励する。本委員会は、このプロセスにおいて、加盟国及び関連当局を支援するため、かかる加盟国及び関連当局と連携する準備がある。

本委員会が定める本ガイダンスは、消費者、事業者及び公的機関が自信をもってシェアリングエコノミーに参画できるよう支援することを目的とする。また、ガイダンスにより、EUの法律が単一市場全体に矛盾なく適用されるのを支援するものである。本委員会は、欧州のシェアリングエコノミーの発展を継続的に検証し、統計データ及び証拠を収集し、ベストプラクティスに関

<sup>56</sup> さらに、政府統計及び第三者報告からも情報を入手する。

<sup>57</sup> 中心的要素は、第三者報告のデータ及び洞察、可能なデータ分析、ウェブ上のスクレイピング及び利用可能な範囲で公的統計により補完される。

<sup>58</sup> 既存又は将来の再適合の実施（REFIT Exercises）が、さらなる介入を必要とする分野を特定することもあり得る。



する情報交換を実施するためにも、加盟国及びステークホルダーと連携するつもりである。本委員会は、シェアリングエコノミーにおいて市民及び事業者にとって可能な限り最良の環境を確保するため、欧州議会、欧州経済社会評議会及び加盟国との対話に入ることを期待している。

以上